

各 都道府県知事殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第62号）が本日、別紙のとおり公布され、本年4月1日から施行することとしている。これらの改正の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知においては、予防接種法（昭和23年法律第68号）を「法」と、平成28年4月1日以後の予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と、それぞれ略称する。

記

第一 改正の概要

1 法に基づく予防接種に係る説明と同意

被接種者が次のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が実施規則第5条の2第1項の同意をすることができること。（実施規則第5条の2第2項関係）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）に入所している場合 当該児童福祉施設の長
- (3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により児童相談所による一時保護が加えられている場合 当該児童相談所長

2 日本脳炎の予防接種に係る特例

- (1) 実施規則附則第4条に規定する日本脳炎の予防接種に係る特例の対象者について、「平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であって平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種を受けていない者」とすること。（実施規則附則第4条第1項及び第2項関係）
- (2) 実施規則附則第4条第1項又は第2項により、9歳以上13歳未満の者が日本脳炎の第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける場合の接種間隔を6日以上とすること。（実施規則附則第4条第3項関係）

第二 施行期日

これらの改正は、平成28年4月1日から施行すること。